

1、東京都認証保育所の子ども・子育て支援法の下での在り方について、次回会議での審議事項で取り上げてください。

今回お示しの資料には「量の見込み」「確保方策」の中に、東京都認証保育所はありません。現在、東京都認証保育所を利用する25,000人以上の子ども達は、どこに位置づけ、「量の見込み」「確保方策」を策定するのでしょうか。

現在、多くの基礎自治体では、子ども子育て支援法19条による1号、2号、3号給付の認定が行われる最中ではありますが、認証保育所を利用する児童に関しては、認定をする必要はありません。これでは、実際には保育が行なわれているにも関わらず、潜在的待機児童のままで、把握のしようがありません。「量の見込み」「確保方策」にどう反映するのでしょうか。

さらに、認可保育所、小規模保育等の給付対象の保育・教育施設、地域型保育を利用したいと考える保護者は給付の認定がなされますが、希望する認可保育所、小規模保育等を利用できない場合は待機児童となり、今後も認証保育所を利用する場合は想定されます。給付認定はされるものの給付は利用できず不利益が生じます。保護者が負担する保育料では、国の基準に照らせば、保育料が固定化されている認証保育所では低所得者ほど負担が増大することになります。また、認証保育所利用保護者への保育料負担軽減が行なわれていない基礎自治体では、認可保育所利用保護者の保育料負担軽減がなされる給付対象児童と比較して、さらなる負担増になるわけです。にもかかわらず、待機児童数は、認可保育所への入所申請をしている児童が認証保育所を利用している場合は、待機児童としてカウントされていません。認可保育所へ入所したことと同じ扱いになっているわけです。

これが、はたして「すべての子ども」に対する支援の法律に対する東京都の施策なのでしょうか。

今回までの子供・子育て会議の中で「東京都認証保育所の存続」を行政は保育施策として行うことを明言し、委員の皆さんも確認をしたわけです。そのことから、他の道府県と違い、東京都における子供・子育て会議では、東京都認証保育所の在り方は、避けて通ることのできない責任のある課題だと考えます。子ども・子育て支援法における、教育・保育、地域子育て支援事業のどこに位置づけるのかを明確にしない限り、「量の見込み」も「確保方策」も策定は不可能だと思います。

具体的には、下記のどの方法がすべての都民にとってメリットであるのかを審議いただきたいと思えます。

認証保育所の今後の方向性。認可保育所または認定こども園への移行を推進し、教育・保育給付に位置づけることで、「量の見込み」「確保方策」とする。給付認定を受け、給付を受けることが可能。

東京都認証保育所として今後も東京都の保育施策として役割を担うのであれば、教育・保育施設と同等に「質の向上」をどのように実現していくか。また、給付認定をする必要のない子ども、また認定はされても給付を行使できない子どもに対して、消費税を財源とする制度の中で、どう公平性を保っていくか。

地域子育て支援事業として、0歳～2歳児においては小規模保育を行い、3歳～小学校就学前の子どもには、都単独事業として認証保育所制度を行う仕組みなど、一部、給付認定と給付の行使を可能にする制度の実現。

その他の方法

2、延長保育、夜間保育の必要な子どもに対する確保方策について。

子ども・子育て支援法の下で、ワークライフバランスの推進は重要なことでもあります。その上で、深夜に及ぶ保育、夜間保育の必要な子ども・家庭は実際には存在します。現在、認可保育所でも22時15分や23時までの特例延長保育をこない、その需要に対応をしています。しかし、現実には東京都下で特例延長保育をしている認可保育所は3園（北区、豊島区）また24時間の保育をしている認可保育所は1園（新宿区）であり、量においても、地理的にも、ニーズに対応していないと考えられます。

利用できない子どもと保護者は、ベビーホテル等の利用や在宅保育を利用していると考えられますが、特にベビーホテル等の施設型民間保育事業を小規模保育に移行促進し、給付の対象とすることで「確保方策」とするとともに、「質の向上」をはかることで、子ども達のよりよい育ちを保障することが必要であると思います。

以上